

騒音規制地域の指定及び騒音規制基準

第1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

三沢市の区域のうち別紙の図面に区画した第一種区域、第二種区域及び第三種区域の全地域。

第2 特定工場等において発生する騒音の規制基準次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域又は第三種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における騒音の規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル

備考

(1) 第一種区域、第二種区域及び第三種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

- ① 第一種区域 別紙の図面に区画した第一種区域
- ② 第二種区域 別紙の図面に区画した第二種区域
- ③ 第三種区域 別紙の図面に区画した第三種区域

(2) 昼間、朝、夕及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

- ① 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで
- ② 朝 午前 6 時から午前 8 時まで
- ③ 夕 午後 7 時から午後 9 時まで
- ④ 夜間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで

第 3 特定建設作業騒音に係る基準別表第 1 の区域

- (1) 三沢市の区域のうち別紙の図面に区画した特定建設作業騒音に係る基準別表第 1 の区域
- (2) 第 1 に掲げる地域以外の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園並びに介護保険法第 8 条第 2 2 項に規定する老人保健施設の敷地の周囲 80 メートルの区域

第 4 省令別表の備考の規定により定めた a 区域等の区域

省令別表の a 区域、b 区域及び c 区域は、それぞれ次に掲げる区域とする。

- (1) a 区域 別紙の図面に区画した a 区域
- (2) b 区域 別紙の図面に区画した b 区域
- (3) c 区域 別紙の図面に区画した c 区域

第 5 縦覧期間

平成 24 年 4 月 2 日から

午前 8 時 15 分から午後 5 時まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)

[別紙] 略

附 則

この基準は、平成24年4月2日から施行する。

附 則 (平成27年6月2日)

この基準は、平成27年6月2日から施行し、平成27年4月20日から適用する。